

連絡納税制度相談室



回答者：鈴木 誠（公認会計士）

連絡納税制度導入前の検討事項

当社は、日本国内に数社の子会社、孫会社がありますが、連絡納税制度が有利かどうか検討するようにと社長から言われました。連絡納税制度の概要と連絡税額の計算方法、その他の留意点を教えてください。

連絡納税制度の概要

事業部門の子会社化や合併・分割等の抜本的な組織改革が行われる際、税制が中立的(組織変更後の税額が不変)である連絡納税制度が、平成四年四月一日開始事業年度より適用されるようになりました。

なお、米国、英國、ドイツ、フランス等の主要な諸外国では、すでに連絡税制度が導入されています。

連絡税は、企業グループをあたかもひとつの法人として課税する仕組みであるため、親会社を頂点として、

いて計算されます。その後、これを各社へ合理的に配分し、設備投資にかかる特別税額控除を差し引きます。

(5) 権限授除(單体ペース)考慮後の単体所得の合算と連絡税の計算

外國税額控除、増加試験研究費の特例控除、留保金課税は連絡グループを一體として適用されます。

税額控除は、連絡グループを一體として計算すると、その金額が小さくなり、連絡税を逆算した場合の大きなデメリットとなる可能性があります。

(6) 連絡税額の算出

以上の結果算出された連絡所得に対する法人税の税率は親会社が普通法人である場合は三〇%であり、これに三年間の措置として二%が上乗せされます(連結付加税)。

その他の留意点

連絡納税制度の適用開始または連絡グループへの加入に際しては、適用開始法人または加入法人の一定の資産については、直前の事業年度において時価評価により資本準備益の計上を行つことが原則とされました。

これは、単体課税から連絡課税へと課税体系がその前後において大きく変化するとき、課税関係をそこで一

るためです。

したがって、御質問の子会社、孫会社がそもそも連絡納税の対象となるかどうかを、まず判定してください。

【相談窓口】
読者の皆様からのご質問を募集しております。
【相談内容】
簿記・税務法務・監査の分野で日常の業務上、疑問に思われたことを郵送又は電子メールで【経理・情報収集担当】宛にお寄せ下さい。
【相談料】
紙面名にいたしますが、ご住所・ご職業・お名前を明記下さい。希望により
お名前への回答は該当しない場合は、ご住所・ご職業・お名前を明記下さい。
【連絡先】
TEL: 03-5911-1941 FAX: 03-5911-1941 E-Mail Address: keifujouhou@chukkei.co.jp

計算することができます。

(1) 連絡税額の算出
スでの連絡調整
連絡グループに属する各社が個別に所得計算を行い、その後連絡グループ内の取引についての調整を行います。一般に想定される連絡グループの株主がまったくない状態です。ただし、従業員持株会およびストックオプションによる取得された株式のうち一定のものは除きます。

この一〇〇%所有の理由はある子会社の欠損金を他の連絡会社の所得と相殺した場合、その子会社自身が繰越欠損金の繰越控除のメリット

を享受することでもあるため、連絡税額を二〇〇%未満の子会社に拡大し、そこに外部株主が存在してしまうと、この外部株主に不利感が発生す

るためです。

したがって、御質問の子会社、孫会社がそもそも連絡納税の対象となるかどうかを、まず判定してください。

(2) 連絡調整考慮後の単体所得の合算と連絡ベースでの再計算

(1) の各会社の単体所得を合算した後、上記①～④の各項目とその他

貢献引当金額(人頭税等)について、連結ベースで再計算します。これは、連絡グループ外との取引について、連絡グループを一体とみなしたとき

の個人賦課額を計算し、超過額を損

失算されますが、連絡グループ加入前の連絡会社の繰越欠損金はすべて切り捨てられます。つまり、親会社の繰越欠損金だけが控除可能となります。米国の

金不算入または益金不算入とするもの

(3) 連絡ベースでの繰越欠損金控除
スの個人賦課額を計算し、超過額を損失算されますが、連絡グループ加入前の連絡会社の繰越欠損金はすべて切り捨てられてしまうため、親会社の繰越欠損金だけが控除可能となります。米国の

金不算入または益金不算入とするもの

(4) 連絡所得金額の算出とグループ会社への合理的な配分、単体での設備投資にかかる税額控除の計算

につきては、御社が現在連絡財務諸表を作成していれば、すでに計算されていることと思いますが、作成されていない場合は、帳簿価額が二、〇〇〇万円未満のものを採り

い取扱いとなっています。

連絡所得金額の算出とグループ会社への合理的な配分、単体での設備投資にかかる税額控除の計算

につきては、御社が現在連絡財務諸表を作成していれば、すでに計算されていることと思いますが、作成されていない場合は、帳簿価額が二、〇〇〇万円未満のものを採り

い取扱いとなっています。

連絡所得金額は(2)から(3)を差し引

く算出することができます。